

毒物劇物販売業者のしおり (オーダー販売業者)

堺市保健所 保健医療薬務課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7582

FAX 072-222-1406

ホームページにて、毒劇物に係る法令・通知等の情報を掲載しています。

堺市 毒物劇物業務



(令和8年2月改訂)

－ はじめに －

毒物・劇物は、工業薬品、農薬、試薬、塗料などとして我々の社会生活上いろいろな分野において広く用いられていますが、その取り扱いを誤ると人々に重大な危害を及ぼす恐れがあります。

そこで、毒物・劇物についての正しい知識を身につけ、危害防止を図るという観点から、毒物劇物の流通・取り扱いについて、特に注意して頂きたい事項を取りまとめましたので、適正な取り扱いの指針としてください。

－ 目次 －

1. 毒物・劇物とは
2. 毒物及び劇物取締法の規制を受ける者
3. オーダー販売業とは
4. 申請・届出の手続きについて
5. 毒物又は劇物を直接取り扱うようになった場合
6. 譲渡手続きについて
7. S D Sについて

1 毒物・劇物とは

毒物・劇物とは、毒物及び劇物取締法第2条に定められた物をいいますが、一般的には毒性を有する物を「毒物」、劇性を有する物を「劇物」といい、市販されている製品にはその容器及び被包に「医薬用外毒物」あるいは「医薬用外劇物」の文字が表示されています。

2 毒物及び劇物取締法の規制を受ける者

毒物 劇物 営業者	製造業者 輸入業者 販売業者	毒物・劇物を製造する者（知事の登録が必要） 毒物・劇物を輸入する者（知事の登録が必要） 毒物・劇物を販売する者（堺市は市長の登録が必要） （一般・農業用品目・特定品目／オーダー販売業）
毒物 劇物 業務上 取扱者	届出を要する者 (法第22条 第1項)	次の事業を行う者（いずれも堺市は市長に届出が必要） ① 無機シアン化合物を使用して電気めっき業を行う者 ② 無機シアン化合物を使用して金属熱処理業を行う者 ③ 政令に掲げるものを、最大積載量が5トン以上の自動車、若しくは被牽引自動車（大型自動車）に固定された容器を用い、又は内容積が1000㍑以上（四アルキル鉛のみ200㍑以上）の容器を大型自動車に積載して運送の事業を行う者 ④ ヒ素化合物を使用して、しろありの防除を行う者
	届出を要しない者 (法第22条 第5項)	厚生労働省令で定めるすべての毒物・劇物を業務上取り扱う者で、毒物劇物営業者、法第22条第1項該当者、特定毒物研究者以外の者（工場、事業所、研究所、学校など） 特定毒物使用者（品目等により知事の指定が必要）
	そ の 他	特定毒物研究者（堺市は市長の許可が必要）

3 オーダー販売業とは

毒物・劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で、貯蔵、運搬、若しくは陳列しようとする者は、店舗ごとに販売業の登録が必要ですが、そのうち毒物・劇物を直接取り扱わない者は、オーダー販売業といい、登録票に「オーダー」と明記しています。

毒物・劇物を直接取り扱わないという条件ですので、店舗などに一時的であっても毒物・劇物（サンプルを含む）を貯蔵・陳列すること、運搬すること、運搬の手配をすることはできません。

なお、専任の毒物劇物取扱責任者を設置する必要はありませんが、毒物又は劇物の販売・授与について、適切に管理できるように、必ず担当者を定めてください。

4 申請・届出の手続きについて

登録の有効期間は6年間です。

登録票に書かれている有効期限の1か月前までに更新手続きをしてください。

有効期限が切れたまま営業を行うと無登録販売となりますので、注意してください。

なお、次の場合は新たに登録を受けなおす必要があります。

- ① 店舗が移転した場合（同一ビル館(他法令で同一ビルとみなす場合を含む)内
同一階における平行移動、及びオーダー販売業での同一ビル階層移転は除く。）
- ② 店舗の全面的な改築を行った場合
- ③ 経営者が変わった場合（法人化等を含む。）
- ④ 登録の種類が変わった場合（農業用品目 ⇔ 一般 ⇔ 特定品目など）

* 店舗の廃止について

毒物又は劇物の販売業務を行わなくなった時は30日以内に廃止届を提出してください。

* 変更届について

- ① 経営者の氏名又は住所
 - ② 店舗の貯蔵、運搬設備等構造設備の主要部分
 - ③ 店舗の名称
 - ④ 毒物劇物取扱責任者
 - ⑤ 店舗の同一ビル館内同一階における平行移動(オーダー販売業においては階層移転も含む)
- 上記の時は、30日以内に変更届を提出してください。

5 毒物又は劇物を直接取り扱うようになった場合

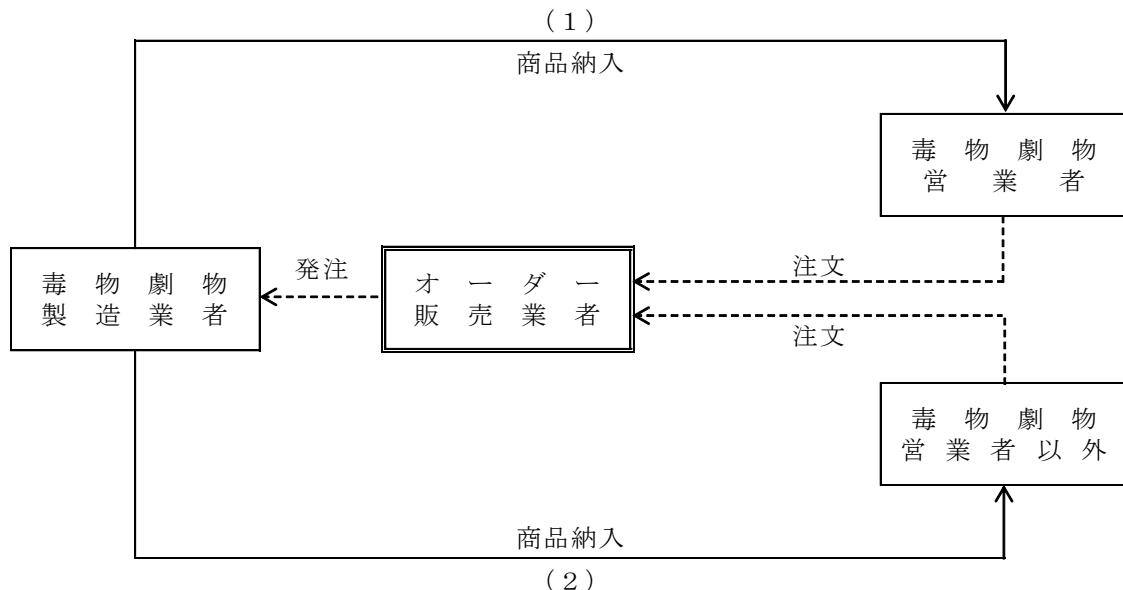
- (1) 毒物又は劇物が保管できるかぎのかかる専用の貯蔵設備を設け、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示してください。
- (2) 毒物及び劇物取締法第8条に定められている毒物劇物取扱責任者の資格のある人を店舗に勤務させ、危害防止に当たらせてください。
- (3) 毒物又は劇物を直接取り扱うようになってから30日以内に登録票を持参のうえ変更届（構造設備及び販売方法の変更）及び毒物劇物取扱責任者設置届を提出してください。

6 譲渡手続きについて

毒物又は劇物の販売又は授与に際しては、譲渡相手が毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けている者(以下「毒物劇物営業者」という。)か否かを確認し、毒物劇物営業者に販売・授与した場合には下記(1)により、毒物劇物営業者以外に販売・授与した場合には下記(2)により、その都度譲渡手続きを行ってください。

(例示)

一般的な商品等の流れ



(1) 毒物劇物営業者に販売・授与した場合

販売・授与の都度、譲渡人は下記(①から③)の事項を書面(電磁的記録方法を含む)に記載し、販売・授与の日から5年間保存してください。

- ① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受人の氏名、職業及び住所

(2) 毒物劇物営業者以外の者に販売・授与した場合

販売・授与の都度、譲受人から下記(①から③)の事項を記載し、押印*又は署名**をして書面(次ページの記載例参照)の提出を事前に受け、販売・授与の日から5年間保存してください。

- ① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受人の氏名(押印又は署名)、職業及び住所

*押印は譲受人個人の認印 (法人の場合は譲り受けた担当者の認印) とし、受領印や
社印等ではいけません。

**署名は、フルネーム (氏名) で記載してください。

- ◎ 毒物劇物営業者は(1)、(2)の書面を必ず登録を受けた営業所で保存してください。
- ◎ 毒物劇物営業者は(2)の場合、譲受書の提出を受けなければ毒物又は劇物を販売・授与してはいけません。
- ◎ 譲受人の氏名、職業及び住所については、常時取引関係を有する法人への販売・授与であっても、例えば毒物又は劇物を店頭で受け渡す場合など、当該法人の所在地外の場所で販売・授与する際には、必要に応じて毒物又は劇物を受け取る者が当該法人に所属していることを身分証明書等により確認してください。
- ◎ 譲受書の記載の不備等を契機に、顧客に不審な動向が認められた場合には、交付を受ける者の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）により必ずその者の身元を確認するとともに、使用目的、使用場所等の聴取を行ってください。また、譲受人の職業等から使用目的に不審があると認められる者、安全な取扱いに不安があると認められる者等については警察に通報してください。
- ◎ 特に、劇物に指定されているタリウム化合物である硫酸タリウム、酢酸タリウム及び硝酸タリウムについては、少量でも致死的な毒性を有することから、上記対応を徹底してください。

(記載例)

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	塩酸
	数量	500ml×1本
販売又は授与の年月日		○年△月□日
譲受人(注1)	氏名	堺花子 (印) ←
	職業	主婦
	住所	堺市堺区南瓦町3-1
備考(注2)		使用目的など(洗浄など)

①
②
③

(注1) 「譲受人」欄には、法人にあってはその名称、及び主たる事務所の所在地を記載してください。

(注2) 「備考」欄には、使用目的を記載してください。

7 SDS(安全データシート : Safety Data Sheet)について

毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その性状及び取扱いに関する情報を提供しなければなりません。

(1) 情報提供の対象

◆ 毒物及び劇物を販売し、又は授与する場合

ただし、次の場合は販売、授与の度に情報の提供は必要ありません。

- ① 同一人に対し毒物又は劇物を継続反復して販売し、又は授与するとき、既にそれらの性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合
- ② 1回につき 200 mg以下の劇物を販売し、又は授与する場合
- ③ 液体状の住宅用洗浄剤で塩化水素又は硫酸を含有する製剤及び衣料用の防虫剤で DDVP を含有する製剤を一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

◆ 情報の内容に変更があった場合

変更後の毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するよう努めなければなりません。

(2) 情報提供の方法

◆ 次のいずれかの方法により邦文で行わなければなりませんが、単位又は製品名、外国の機関名、外国文献名等の記号又は固有名詞等については邦文中に日本語表記以外のものを含んでいても差し支えありません。

- ① 文書（毒物劇物の情報をまとめた冊子を含む）の交付
- ② 電磁的記録媒体の交付
- ③ 電子メールの送信や、通知事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものも含む。）を伝達し閲覧を求ること

(3) 情報の内容

- | | |
|---|---------------------|
| (ア) 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） | (カ) 漏出時の措置 |
| (イ) 毒物又は劇物の別 | (キ) 取扱い及び保管上の注意 |
| (ウ) 名称並びに成分及びその含量 | (ク) 暴露の防止及び保護のための措置 |
| (エ) 応急処置 | (ケ) 物理的及び化学的性質 |
| (オ) 火災時の措置 | (コ) 安定性及び反応性 |
| | (サ) 毒性に関する情報 |
| | (シ) 廃棄上の注意 |
| | (ス) 輸送上の注意 |

* 参考図書

毒物及び劇物取締法令集

薬務公報社刊

毒物劇物取締法事項別例規集

薬務公報社刊

最新毒物劇物取扱の手引

時事通信社刊

毒劇物基準関係通知集

薬務公報社刊

毒物劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準の手引

薬務公報社刊

毒物及び劇物の運搬容器に関する基準の手引き

薬務公報社刊

申請・届出の手続き

項目	要点	必要書類(◎:申請・届出用紙、○:添付書類)
事前に申請	新規登録申請 (申請受理より20日ほど の処理期間が あります)	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく始められる方 ・更新忘れ ・経営者変更 ・移転 ・全面改築 ・業種変更(各業種間の変更〔農業用品目、一般、特定品目〕) ・組織変更(個人から法人、法人から個人) <p>◎毒物劇物販売業登録申請書 ○店舗平面図 ○*毒物劇物取扱責任者設置届 ○*雇用契約書の写し又は使用関係証書 ○*取扱責任者の診断書(発行日から3ヶ月以内) ○*貯蔵設備の概要図 ○*責任者の資格を証する書類 手数料: 14,700円 ●オーダー販売業(毒物劇物(サンプルを含む)の貯蔵・陳列並びに運搬等の取扱いを行わない販売業をいう(以下「オーダー」という)。 オーダーの登録の場合、取扱責任者及び保管庫の設備の必要がないため、*の書類は必要ありません。</p>
	更新登録申請 <u>6年毎の更新【有効期間6年】</u> <u>有効期限の1ヶ月前までに申請</u>	<p>◎毒物劇物販売業登録更新申請書 ○登録票原本 手数料: 6,400円</p>
事後に届出・申請	登録票書換え 交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者の氏名 ・店舗の名称 <p>◎登録票書換え交付申請書 ○変更前後の内容のわかる書類(変更届の項目を参照) ○登録票原本 手数料: 2,400円</p>
	・住居表示に関する法律等に基づき、住居表示変更等が生じた場合(更新時期までに登録票の書換えを希望する場合)	<p>◎登録票書換え交付申請書 ○登録票原本</p>
登録票再交付 申請	<ul style="list-style-type: none"> ・登録票を破損、汚損したとき ・登録票を紛失したとき 	<p>◎登録票再交付申請書 ○登録票原本・・破損、汚損の場合 ○紛失理由書・・紛失の場合 手数料: 4,000円</p>
毒物劇物取扱 責任者の変更 届	変更後30日以内に提出	<p>◎毒物劇物取扱責任者変更届 ○資格を証する書類(下記A、B、Cのいずれか) A. 薬剤師免許証 B. 化学関係学校卒業者は、卒業証明書又は卒業証書 *単位取得証明書の提出が必要となる場合があります。 C. 試験合格者は合格証 ○診断書(発行日から3ヶ月以内) 【診断事項】・精神機能の障害の有無 *・麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤中毒者でない者 ○雇用契約書の写し又は使用関係証書(法人の役員の場合は、誓約書)</p>
変更届	(1) 経営者の氏名(婚姻・社名変更等)又は住所 (2) 店舗の名称 (3) 店舗の構造設備の主要部分(貯蔵設備等)、店舗の同一ビル内同一階移転(オーダーの階層移転も含む) (4) 一般販売業からオーダー (5) オーダーから一般販売業 变更後30日以内に提出	<p>◎変更届 ○(1)法人の場合:添付書類不要 個人の場合:戸籍抄本(謄本)又は戸籍記載事項証明書 *発行日から6ヶ月以内 【個人経営者の住所を変更した場合は、添付書類不要】 (2)添付書類不要 (3)変更前後の内容がわかる図面、貯蔵設備概要図 (4)登録票原本 (5)平面図、保管庫の概要図、取扱責任者の設置に関する書類、登録票原本</p>
廃止届	廃止後30日以内に提出	<p>◎廃止届 ○登録票原本</p>